

平成26年第2回臨時会

一宮町議会会議録

平成26年 4月24日 開会

平成26年 4月24日 閉会

一宮町議会

平成26年第2回一宮町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (4月24日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議会運営委員会委員長の報告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
閉会の宣告	13
署名議員	15

第 2 回 臨 時 町 議 会 （ 第 1 号 ）

4 月 24 日 （ 木 ）

平成26年第2回一宮町議会臨時会会議録 (第1号)

平成26年4月24日招集の第2回一宮町議会臨時会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は16名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	鵜沢清永	2番	鵜沢一男
3番	小安博之	4番	藤乗一由
5番	袴田忍	6番	鵜野澤一夫
7番	吉野繁徳	8番	志田延子
9番	高梨邦俊	10番	室川常夫
11番	島崎保幸	12番	秦重悦
13番	中村新一郎	14番	焔場博敏
15番	鶴岡巖	16番	森佐衛

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	玉川孫一郎	副町長	芝崎登
教育長	町田義昭	総務課長	峰島清
まちづくり 推進課長	岡本和之	福祉健康課長	高師一雄
税務住民課長	大場雅彦		

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長 諸岡昇 書記 小林久美子

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	承認第1号 一宮町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を 求めることについて
日程第四	承認第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専 決処分につき承認を求めることについて
日程第五	議案第1号 平成26年度一宮町一般会計補正予算(第1次)議定について

日程第六 議案第 2 号 旧庁舎解体及び新庁舎外構工事契約について

開会 午後 3時20分

◎開会の宣告

○議長（森 佐衛君） 皆さん、こんにちは。

本日は大変お忙しい中ご参集いただき、まことにご苦労さまでございます。

ただいまから平成26年第2回一宮町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（森 佐衛君） ただいまの出席議員数は16名です。よって、定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（森 佐衛君） 日程に入る前に、議会運営委員長より本臨時会の運営について発言の申し出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、13番、中村新一郎君、どうぞ。

○議会運営委員長（中村新一郎君） それでは、議会運営委員会から報告いたします。

平成26年第2回一宮町議会臨時会に提案されましたものは、専決処分の承認2件、それから補正が1件、それから役場旧庁舎の解体及び外構工事契約1件でございます。よって、会期につきましては、本日1日といたしたいと思えます。

以上で、報告を終わります。

○議長（森 佐衛君） どうもご苦労さまでした。

◎議事日程の報告

○議長（森 佐衛君） 本日の議事日程を報告いたします。日程は既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 佐衛君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において指名いたします。

4 番、藤乗一由君、5 番、袴田 忍君、以上、両名にお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（森 佐衛君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日 1 日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日 1 日と決定いたしました。

◎承認第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第 3、承認第 1 号 一宮町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場税務住民課長、お願いします、どうぞ。

○税務住民課長（大場雅彦君） それでは、1 ページをごらんいただきたいと思います。

承認第 1 号 一宮町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、ご説明いたします。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が平成26年 3 月31日に公布、4 月 1 日から施行されたことに伴い、地方自治法第179条第 1 項の規定により、一宮町税条例等の一部を改正する条例を平成26年 3 月31日付で専決処分しましたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

本改正は、既に施行されている税条例と昨年 9 月議会において可決され、未施行となっている税条例の一部を改正する条例をあわせて改正するものでございます。

今回の改正のうち、主なものについてご説明いたします。

まず、1 ページの一番下の行にある第34条関係ですが、法人住民税、法人税割の税率の引き下げについてでございます。地方税制については、消費税 8 %段階において地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税、法人税割の税率を下げるとともに、当該引き下げ分に相当する分を地方法人税を創設して、その税込全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接繰り入れ、地方交付税の原資とします。都道府県が1.8%の減

額、市町村が2.6%の減額ということで、合計4.4%の減額分。こちらがそのまま地方法人税の税率となるものでございます。

続きまして、軽自動車税の税率改正についてですけれども、ページでいいますと2ページの第82条が二輪車の関係、4ページの第16条が軽減の特例の関係、あとは附則になりますけれども、8ページ、9ページの第4条から第6条が経過措置となっておりますので、あわせてご説明いたします。

近年の軽自動車につきましては、エンジンの性能や居住性もすばらしく、また価格においても1,000ccの普通車を超えるものもあり、普通車と比べて遜色がありません。一方、高速道路料金や税負担の格差が大きく、これは是正すべきであるということで、昭和56年度以来の見直しが行われたものでございます。

まず、二輪車につきましては、平成27年4月1日現在で登録されているもの全てについて適用され、最低税率が50cc以下の2,000円となります。

次に、三輪以上の車についてですが、一番登録台数の多い四輪の乗用車を代表にご説明いたします。今回は、税率の改正と排気ガスや燃費性の面で、環境負担の大きい車の税率を重くするというグリーン化税制が導入され、新車登録から13年を経過した車については、20%の重課となります。この2つが並行して進んでいくこととなります。

まず、税額の引き上げ対象となるのは、平成27年4月以降に新車で登録された車からで、平成28年度から現行の7,200円から1万800円に引き上げられます。

以降13年間、1万800円で進み、14年目から1万2,900円ということになります。したがって、平成27年3月31日までに登録された新車につきましては、施行日前ですので現行の7,200円のまま平成39年度までの13年間進み、平成40年度から1万2,900円となります。

既に登録されている車につきましても、新車登録から13年経過するまでは現行の7,200円が適用されるもので、平成28年4月1日現在、13年を経過した車から順次1万2,900円と重課になります。

次に、固定資産税関係ですが、新築住宅にかかる税額の減額措置の適用期間が2年間延長されたものでございます。一般住宅につきましては、建築後3年度分が本来の税額の2分の1というものでございます。

次に、耐震改修が行われた一定の既存建物にかかる固定資産税の減額措置が創設されました。こちらは不特定多数のものが利用する病院や旅館などが対象で、平成29年3月31日までに国庫補助を受けて耐震改修した固定資産について、翌年度から2年度分の税額を2分の1

に減額するというものです。

最後になりますが、5ページをごらんいただきたいと思います。

中段に第2条とありますが、こちらが未施行状態の条例を一部改正するもので、内容につきましては地方税法の改正により、引用条項等を修正するものでございます。

その下につきましては、第1条がそれぞれの条項の施行日、6ページの第2条が町民税に関する経過措置、7ページの第3条が固定資産税に関する経過措置、8ページの第4条、第5条が先ほどの軽自動車税に関する経過措置となっております。

以上で、説明を終わります。

○議長（森 佐衛君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（森 佐衛君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

15番、鶴岡議員、どうぞ。

○15番（鶴岡 巖君） 15番。

承認第1号 一宮町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、反対をしたいと思います。

本承認案の内容は、法人住民税、法人税割の税率引き下げで、消費税の増税に伴う地方消費税の増収による地方自治体間の税収格差拡大が生じるもので、その埋め合わせを法人住民税等の見直しで是正するため、税率を下げ、同率相当の地方法人税を新たに創設し、地方交付税の原資とするものであります。

しかし、本来地方自治体間の財政力格差是正には、国、地方間税源配分を是正し、地方税財源を拡充する中で行われるべきであると考えます。地方法人税で賄うというやり方は、筋が違うものであります。

また、軽自動車等の増税につきましては、多くの住民、町民、国民、とりわけ地方では不可欠の移動手段となっています。軽自動車や原付オートバイの税率アップは、消費税の増税とともに二重の負担増を町民に押しつけるものであります。

以上の理由から、反対したいと思います。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 賛成討論。4番、藤乗議員、どうぞ。

○4番（藤乗一由君） 4番、藤乗です。

本条例案に賛成するものとして、述べさせていただきます。

平成26年度税制大綱におきまして、地方分権を推進し、その基盤となる地方税の確保に努め、その際地方の独自財源を充実させることも重要であるとさせたほか、税制改正に当たっては、このような足元の経済情勢への適切な対応が重要である一方、財源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築することなど、中長期的な課題に取り組むことが必要であるとのことから改正に至ったものであります。

法人町民税の税率引き下げにつきましては、引き下げた分を国税化することによって、交付税措置として地方間の財政力格差を縮小しようとするものです。

また、軽自動車税の引き上げにつきましては、自動車税も含めた中で検討されたもので、グリーン化税制など環境に対する配慮も含まれ、少しでも地方自治における財源面の不安を少しでも解消していくためのものとして、財源の確保の一つの手段とするものと考えます。

また、新築住宅、これの課税の減額の継続など、消費の促す点も考慮したものでして、以上により税制大綱に沿った法律の改正に伴うものであることから、本案に賛成いたします。

○議長（森 佐衛君） ご苦労さまです。

ほかに、討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

日程第3、承認第1号 一宮町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき、承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を承認することに賛成の諸君は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（森 佐衛君） 挙手多数。

よって、本案は承認することに決しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第4、承認第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場税務住民課長。

○税務住民課長（大場雅彦君） それでは、10ページをごらんいただきたいと思います。

承認第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本件は、地方自治法施行令の一部を改正する政令が、平成26年3月31日に公布、4月1日から施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例を、平成26年3月31日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

改正の理由につきましては、平成24年8月に成立した社会保障制度改革推進法に基づき設置された、社会保障制度改革国民会議の報告書が平成25年8月6日に取りまとめられ、その中で低所得者が多く加入する国民健康保険に対する財政支援の拡充措置とあわせ、消費税率引き上げにより負担がふえる低所得者への配慮としても軽減判定所得の基準額を引き上げることが適切である。

また、相当の高所得者であっても保険料の賦課限度額しか負担しない仕組みとなっていることを改めるため、賦課限度額を引き上げるべきであるとの報告を受け、検討されたもので、次の2点が改正されます。

まず、課税限度額の引き上げについては、高齢化の進展等により、医療給付費が増加する一方で、被保険者の所得が伸びない状況においては、保険税の上限を引き上げずに、保険税率引き上げにより必要な保険税収入を確保しようとするれば、高所得者の負担と比較し、中間層の負担がより重くなります。

一方、課税限度額を引き上げると、高所得者層により多くの負担を求めることになる反面、中間層に配慮した保険料設定が可能になります。

このような状況の中で、平成26年度は平成25年度と比べて、限度額超過世帯割合が上昇する見込みであること、基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の限度額、超過世帯にばらつきがあることから、これまでの最大引き上げ幅と同額の4万円の引き上げを行うことになりました。内訳としましては、後期高齢者支援金分限度額が現行の14万円から16万円。介護納付金分限度額が、現行12万円から14万円と引き上げられることとなります。

次に、低所得者に対する軽減措置の拡充についてですが、国民健康保険税の低所得者に対する軽減措置は、所得に応じて応益分を7割、5割、2割軽減する仕組みで、その財源は保険基盤安定制度による公費で賄われております。

今回の拡充は5割軽減、2割軽減世帯について行われるものであり、平成10年度以来の改正となります。

例を挙げて申し上げますが、5割軽減世帯、単身世帯は今まで該当になりませんでした。改正後は所得57万5,000円以下であれば、単身でも該当になります。

4人世帯の場合、現行所得106万5,000円以下の世帯であったものが、改正後所得131万円以下の世帯まで拡充になります。2割軽減世帯は、一人世帯の場合、所得68万円以下の世帯が対象でしたが、改正後所得78万円以下の世帯まで拡大されます。4人世帯の場合は、現行所得173万円以下の世帯が対象でしたが、改正後所得213万円以下の世帯まで拡充ということになります。全国で合わせて400万人が見直しの対象になると試算されており、必要となる公費は490億円と見込まれておりますが、社会保障の充実に充当する財源の一部として、消費税率の引き上げによる増収分から充てられることとなります。

以上で、説明を終わります。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

14番、畑場議員、どうぞ。

○14番（畑場博敏君） 承認第2号のこの専決処分についてでありますけれども、国保税の軽減分の拡充、これは賛成であります。5割軽減、2割軽減の対象が拡大される、こういう改善でありますけれども、保険料の賦課限度額のアップ、これを財源不足が生じるということから、保険税でのアップで乗り切ろうということは行く行くはやっぱり増税につながっていくということで、一見高所得者から取るんだからいいじゃないかというような議論も出るかと思っておりますけれども、ここで隠れているのは財源不足を生じる最大の原因は国庫負担が入って減らされてきたことにありますので、この改正なくして改革はおかしいと、やはり国庫負担増をきちっと明記した改革をすべきであるという点で、反対したいと思います。

○議長（森 佐衛君） 賛成討論ありますか。

8番、志田議員、どうぞ。

○8番（志田延子君） 8番、志田です。

一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部改正の専決処分の承認に当たり、賛成の立場から討論いたします。

私は本案に賛成の立場から、先ほど条例の一部改正について説明がありましたように、社会保障制度改革推進法に基づき、設置された社会保障制度改革国民会議の報告書の中では、低所得者が多く加入する国民健康保険に対する財政支援の拡充措置とあわせ、消費税率引き上げにより負担がふえる低所得への配慮としても軽減判定所得の基準額を引き上げることが適切であるとし、また、相当の高所得者であっても保険料の賦課限度額しか負担しない仕組みとなっていることを改めるため、賦課限度額を引き上げるべきであるとの報告を受け検討されたもので、高所得者に負担増で協力を求め、低所得者に配慮された本案は、被保険者の健康を守り、安心して医療を受けられるよう配慮した改正であり、よって本案に賛成するものであります。

以上です。

○議長（森 佐衛君） ほかに討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

日程第4、承認第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を承認することに賛成の諸君は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（森 佐衛君） 挙手多数。

よって、本案は承認することに決しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第5、議案第1号 平成26年度一宮町一般会計補正予算（第1次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長、どうぞ。

○総務課長（峰島 清君） それでは、議案つづりの11ページをお開きください。

議案第1号 平成26年度一宮町一般会計補正予算（第1次）議定について、ご説明を申し上げます。

13ページをお願いいたします。

平成26年度一宮町の一般会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,763万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億1,063万9,000円とするものでございます。

20ページ、21ページをお開きください。

初めに、歳出からご説明をいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、4目児童福祉施設費、19節負担金補助及び交付金の1億1,763万9,000円は、愛光保育園施設整備事業として、現在の定員60人を80人に増員するとともに、屋上を避難場所として地域住民に開放するために、鉄骨造2階建て陸屋根づくりとして、約567平米の園舎を建設するため、県からの補助金1億456万8,000円と、町からの補助金1,307万1,000円を合わせた1億1,763万9,000円を事業主に補助金として支出するものでございます。

次に、18ページ、19ページをお願いいたします。

歳入につきまして、ご説明いたします。

15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金の1億456万8,000円は、愛光保育園の定員の増員等による園舎の建設に伴う県からの補助金です。

次に、19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金の1,307万1,000円は、愛光保育園の定員の増員等による園舎の建設に伴う町からの補助金で、前年度繰越金で対応するものでございます。

説明につきましては以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（森 佐衛君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する者なし）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

日程第5、議案第1号 平成26年度一宮町一般会計補正予算（第1次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第6、議案第2号 旧庁舎解体及び新庁舎外構工事契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡本まちづくり推進課長、どうぞ。

○まちづくり推進課長（岡本和之君） それでは、議案つづりの最後の22ページをお開き願いたいと思います。

議案第2号 旧庁舎解体及び新庁舎外構工事契約について、ご説明申し上げます。本案件は地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条に基づき、予定価格が5,000万円以上の工事の契約締結でありますので、議会の議決を求めますのでございます。

件名は旧庁舎解体及び新庁舎外構工事、契約金額は8,720万円、請負業者は千葉市中央区弁天一丁目15番1号、株式会社フジタ東関東支店、支店長、小林卓司。

工事の概要は、旧庁舎延べ床面積1,086平米の解体と、駐車場及び倉庫の整備等の外構工事、4月18日付で仮契約を締結したところでございます。

仮契約の概要でございますが、旧庁舎を解体し、駐車場や倉庫等を整備する外構工事、工期は9月30日であり、株式会社フジタ東関東支店は、新庁舎建設費に当該工事の設計業務を請け負い、当該工事を熟知しており、また予算要求の昨年11月時点からも労務費や資材費など高騰しておりますので、競争入札に付することが不利と認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、随意契約いたしましたので、議会臨時会に議案を上程いたしました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

説明は以上でございます。

○議長（森 佐衛君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

ございませんか。

(発言する者なし)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、討論を終結いたします。

日程第6、議案第2号 旧庁舎解体及び新庁舎外構工事契約についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(森 佐衛君) 以上で、本臨時会の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成26年第2回一宮町議会臨時会を閉会といたします。

どうもご苦労さまでした。

閉会 午後 3時52分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成26年 月 日

一宮町議会議長

〃 議員

〃 議員